

工事用散水や畑等の下水道使用料の取扱いについて

工事に係る散水や畑で使用する場合など、水道の使用水量の全てが下水道に排除されない場合は、下水道使用料が徴収対象外となりますので、次の書類を提出してください。

※使用水が一部でもトイレ等により公共下水道へ排除される場合は、異なる手続（排出汚水量減量認定申請）になりますのでご注意ください。その際、お客さま自身で私設メーターを購入・設置していただく必要があります。

<提出書類>

1 畑等に蛇口があり、水道の使用水量の全てが下水道に排除されない場合

(1) 公共下水道に排除されない水道について（畑等届）**様式1**

(2) 給水装置図面（局メーター及び蛇口の位置、局メーターから蛇口へ至る給水管の経路を記載した平面図）※お手持ちでない場合、給水装置工事を施行した水道業者等に確認してください。確認できない場合は、自身で作成の上（手書き可）、提出してください。

(3) 現場写真

ア 全景（例：畑全体の写真）

イ 局メーターの設置場所

ウ 局メーターの番号（メーターの画面のふちに刻印）

エ 局メーターから給水される全ての蛇口

※ 蛇口の下に排水溝がない等、下水道に排除されないことが確認できるよう撮影してください。

<注意事項> 必ずお読みください。

水道使用者が変わった場合は、改めて届出が必要になります。

2 工事用の散水、掘削、杭打ち等により、一時的に水道の使用水量の全てが公共下水道に排除されない場合

(1) 公共下水道に排除されない水道について（工事届）**様式2**

(2) 現地案内図（入口を明記してください。）

(3) 給水装置図面（局メーター及び蛇口の位置、局メーターから蛇口へ至る給水管の経路を記載した平面図）

(4) 工事関係書類（特定建設作業実施届出書の写しなど） ※ある場合は提出してください。

(5) 工程表

(6) 現場写真

《必ず添付する写真》

ア 全景（例：工事現場全体の写真）

イ 局メーターの設置場所

ウ 局メーターの番号（メーターの画面のふちに刻印）

エ 局メーターから給水される全ての蛇口

※ 蛇口の下に排水溝がない等、下水道に排除されないことが確認できるよう撮影してください。

《該当する装置・設備がある場合添付する写真》

- オ 蛇口以降の散水装置（ホース等を取り付けている場合）
- カ 散水用タンク
- キ トイレ
- ク 現場事務所
- ケ 工事概要の看板
- コ 最終汚水桝（遠景で設置場所が分かるもの）
- サ 下水排除状況（最終汚水桝の蓋を開けて中を撮影したもの）

- 3 2でお届けの工事用散水等の期間が延長になった場合
公共下水道に排除されない水栓について（工事変更届）様式3

工事期間が延長になった場合のみ、必ず提出してください。

- 4 2でお届けの工事用散水等が終了した場合
公共下水道に排除されない水栓について（工事終了届）様式4

工事終了後、必ず提出してください。

＜注意事項＞ 必ずお読みください。

・ 上記2でお届けの工事用散水等について、提出書類の審査及び工事を開始した後の最初の検針から、工事終了までの期間が下水道使用料の徴収対象外となります。
その際、審査及び検針に数日を要する場合がありますので、お早めの書類提出をお願いします。
また、審査より遡って徴収対象外とすることはできません。

- ・ 提出書類の受領後に審査を行い、お届けの電話番号へ連絡いたします。
- ・ 原則として書面審査となりますが、審査の際や工事期間中、必要に応じて現地確認を行う場合があります。
- ・ 合流地区（川崎区・幸区・中原区の大部分・高津区の一部）の場合、使用水が一部でも道路側溝に流れてしまうとその水が下水処理場に流れるため、下水道使用料の徴収対象外とすることができません。
- ・ 書類を提出されない場合や内容に不備がある場合は、下水道使用料の徴収対象外にならない場合があります。
- ・ 工事変更届、工事終了届の提出がないまま、下水道に排除していることを確認した場合は、遡って下水道使用料を徴収します。

＜提出方法＞

記載した書類を次の住所宛てに提出してください（郵送可）。

＜問い合わせ・書類提出先＞

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所 南庁舎10F

川崎市上下水道局 サービス推進部 営業課

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時（※正午～午後1時を除く）

電話番号 044-200-2872

FAX 番号 044-200-3996

メール 80eigyo@city.kawasaki.jp

年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

公共下水道に排除されない水道について (畑等届)

(水道使用者)

住所

氏名

電話番号

次のとおり公共下水道に排除されない水道について届け出ます。

項 目	記 入 欄
使用場所	川崎市 区
水道番号	
メーター番号	
下水道に排除されない理由	畑の散水・その他 ()
始期・終期	年 月 日

※排水設備を設置して下水道に排除する際は、「終期」を記載して届け出てください。

また、併せて、下水道（管理）事務所へ排水設備計画確認申請を行ってください。

届出がなく下水道に排除していることを確認した場合は、遡って下水道使用料を徴収します。

※水道使用者が変わった場合は、改めて届出が必要になります。

年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

公共下水道に排除されない水道について (工事届)

(水道使用者)

住所

氏名

担当者

電話番号

次のとおり公共下水道に排除されない水道について届け出ます。

項 目	記 入 欄
使用場所	川崎市 区
水道番号	
メーター番号	
下水道へ排除されない理由	散水・杭打ち・その他 ()
工事名称	
工事期間 (※)	年 月 日 ～ 年 月 日

※工事期間は公共下水道に排除しない期間を記載してください。また、工事期間が延長になった場合は必ず様式 3 の工事変更届を提出してください。

※工事変更届、工事終了届の提出がないまま、下水道に排除していることを確認した場合は、遡って下水道使用料を徴収します。

年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

公共下水道に排除されない水道について (工事変更届)

(水道使用者)

住所

氏名

担当者

電話番号

次のとおり公共下水道に排除されない水道について届け出ます。

項 目	記 入 欄
使用場所	川崎市 区
水道番号	
メーター番号	
工事名称	
工事期間: 変更前 (※)	年 月 日 ～ 年 月 日
工事期間: 変更後 (※)	年 月 日 ～ 年 月 日

※工事期間は公共下水道に排除しない期間を記載してください。

年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

公共下水道に排除されない水道について (工事終了届)

(水道使用者)

住所

氏名

担当者

電話番号

次のとおり公共下水道に排除されない水道について届け出ます。

項 目	記 入 欄
使用場所	川崎市 区
水道番号	
メーター番号	
工事名称	
工事終了日	
工事終了後の 水道の利用 (※1)	引き続き使用・休止 (一定期間水道が使用されない場合) ・中止 (取り壊し等で廃止する場合)
添付書類 (※2)	工事終了時の局メーターの写真 (終了時の指針が分かるもの)

※1 工事終了後、使用者名義や請求書のお送り先を変更する場合は別途お客さまセンター (044-200-3548) まで連絡ください。

※2 添付いただいた終了時の指針にて清算を行います。